

お知らせ

平成30年10月3日

「当座勘定規定」および「振込規定」の一部改正について

富山県信用組合

当組合では、平成30年10月9日から全銀システムの稼働時間が拡大（一般社団法人全国銀行決済ネットワークが提供する内国為替（振込）取引の24時間365日稼働化）されることに伴い、平成30年10月9日より、「当座勘定規定」および「振込規定」を一部改正しますのでお知らせします。

1. 改正内容

別紙、新旧対照表記載のとおりです。

なお、改定後の規定は、改正前からお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

以 上

「当座勘定規定」については、改正日以降にお取引店舗の窓口でお受取りください。

本件について不明な点につきましては窓口までおたずねください。

「当座勘定規定」新旧対照表

H30.10.9 一部改正

新	旧	コメント
<p style="text-align: center;"><略></p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。ただし、15時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払に充当できるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p><u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>（1）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができます。</p> <p>（2）当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。</p> <p><u>（3）当組合所定の時限以降に当座勘定に受入れた資金（為替による振込金を含みます。）は、入金日における前記（2）の支払いには充当しません。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p><u>第30条（規定の変更等）</u></p> <p><u>この当座勘定規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、これを変更できるものとします。</u></p> <p><u>この預金には、本規定のほか「休眠預金等活用法共通規定」が適用されるものとします。</u></p> <p>※「休眠預金等活用法共通規定」の掲載</p>	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>（1）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができます。</p> <p>（2）当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続きをしてください。</p>	<p>金融機関の振込が24時間365日即時入金可能になることをふまえ入金時限を明記するなどの対応。</p> <p>規定の変更についての条文化。</p> <p>「休眠預金等活用法共通規定」が適用されることの明記。</p>

「振込規定」新旧対照表

H30.10.9 一部改正

新	旧	コメント
<p>振込規定</p> <p style="text-align: center;">＜略＞</p> <p>第4条 振込通知の発信</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後及び金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、<u>電信扱いのときは依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u>また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p style="text-align: center;">＜略＞</p> <p>第7条 依頼内容の変更</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額の変更、口座番号と受取人名を同時に変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>①変更の依頼にあたっては、当組合所定の<u>振込変更依頼書</u>に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>②当組合は、<u>振込変更依頼書</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(2) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたいうえ、その訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信したときは、これによって生じた損害については当組合は責任を負いません。</p> <p>(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</p> <p>第8条 組戻し</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>①組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の<u>振込組戻依頼書</u>に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求め</p>	<p>振込規定</p> <p style="text-align: center;">＜略＞</p> <p>第4条 振込通知の発信</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後及び金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、<u>電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</u></p> <p style="text-align: center;">＜略＞</p> <p>第7条 依頼内容の変更</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額の変更、口座番号と受取人名を同時に変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>①変更の依頼にあたっては、当組合所定の<u>変更依頼書</u>に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>②当組合は、<u>変更依頼書</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>(2) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたいうえ、その訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信したときは、これによって生じた損害については当組合は責任を負いません。</p> <p>(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</p> <p>第8条 組戻し</p> <p>(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。</p> <p>①組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の<u>組戻依頼書</u>に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求め</p>	<p></p> <p>内国為替 24 時間 365 日稼働対応に伴う変更。</p> <p>取受書類の名称変更。</p> <p>取受書類の名称変更。</p>

<p>ることがあります。</p> <p>②当組合は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>③組戻された振込資金は、<u>振込組戻依頼書</u>に指定された方法により返却します。</p> <p>現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第7条第2項の規定を準用します。</p> <p>(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>とがあります。</p> <p>②当組合は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</p> <p>③組戻された振込資金は、<u>組戻依頼書</u>に指定された方法により返却します。</p> <p>現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第7条第2項の規定を準用します。</p> <p>(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	
--	--	--